

**「花の需要・消費拡大支援事業」におけるプロモーション企画運營業務委託  
業者選定プロポーザル 質問事項及び回答**

※質問事項は原文のまま掲載しています。

No.	質問	回答
1	<p>別紙1 1-(3)広告宣伝の部分に記載されている、InstagramなどのSNSを活用し、消費者参加型のプレゼント企画を実施、とありますが具体的にどのようなことを行ったのでしょうか？ また、まだ実施されていないようでしたら、いつどのような形で実施予定でしょうか？</p>	<p>プレゼント企画については、今年6月24日から9月30日の期間、花の購入に関するアンケートに回答いただいた方の中から抽選で10名に、「秋葉硝子」の花びんをプレゼントしました。 SNSを活用した広報については、新潟市食育・花育推進キャラクター「まいかちゃん」のSNSで参加店舗を取材した様子を掲載しました。</p>
2	<p>別紙1 4部分に原則、利用は新潟市民に限られ、一人1枚利用可能とありますが、仕様書6-(2)では市外、県外在住者へのプロモーションについて求められています。その狙いがどこにあるか教えていただければと思います。</p>	<p>別紙3『仕様書』に記載した「市外及び県外在住者に対するプロモーションを含む」とは、6.提案を求める事項-(2)市内産の花き類のプロモーションのみにかかるものです。 「花の購入割引券」の利用は新潟市民に限られますが、市内産の花き類の消費喚起を目的としたプロモーションは広く県内外を対象に行いたいと考えております。 なお、(1)事業の周知 については「花の購入割引券」の利用条件を考慮した上でプロモーションの範囲と方法をご提案ください。</p>
3	<p>前の質問文中の「一人1枚」という意味は1回の利用につきでしょうか。同人物が別の店に行く、もしくは買い物(清算)回数を分けることで利用可能となるのでしょうか。</p>	<p>「花の購入割引券」は原則1人1回限り利用可能です。そのため、すでに割引券を利用された方が、別の店舗に行った場合や清算を分けた場合のいずれも、原則として利用不可となります。</p>

以上